

# 令和 6 (2024) 年度 監 査 計 画

## 1 実施方針

### (1) 効率的かつ効果的な監査等の推進

監査等（「監査・検査・審査」をいう。）の対象について、リスクの内容及び程度、監査結果及び措置状況、内部統制に依拠する程度、監査資源等を総合的に勘案し、監査対象機関や対象事務の重点化を図る。

また、実施手法については、ICT機器を積極的に活用して、ペーパーレスでの監査やオンラインによる監査などに取り組むとともに、各種監査等との有機的な連携に努めることなどにより、効率的かつ効果的な監査を推進する。

### (2) 3E（経済性・効率性・有効性）監査の推進

行財政運営全般について、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるか等について、重点的に3E（経済性・効率性・有効性）の観点に基づく監査を推進する。

そのため、監査資源を3E監査へ振り向けるとともに、検証技術の向上に努めるなど、実施体制の充実を図る。

### (3) 高度な専門性を持った質の高い監査等の推進

デジタル化などの監査を取り巻く環境の変化や3E監査の推進に対応するため、事務局職員における政策立案・法令解釈等の専門能力の向上や、経営分析・ICTをはじめとする多様な知識の蓄積に努めるとともに、必要に応じ監査専門委員を活用するなど、高度な専門性を持った質の高い監査の実現を目指す。

### (4) 監査等の実効性確保

県の執行機関に対し、監査の方針及び適切に措置された事例について周知するとともに、監査対象機関に対する確かな指導助言を行いつつ、内部統制推進部局・評価部局との連携を強化し、不適切事項の改善が着実に図られるよう取り組んでいく。

また、不適切事項の発生要因が複数所属にわたる場合には、関係所属及び主管課、並びに制度所管課を対象とした監査を実施するとともに、改善状況を確認するためのフォローアップ監査を行うなど、再発防止に向け監査等の実効性確保に努める。

## 2 監査

### (1) 財務監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項）

定期監査（法第199条第4項）は、次のとおり行うものとする。

#### ア 監査対象期間

原則として令和5年度執行分とし、必要に応じ、他年度執行分も対象とする。

#### イ 実施体制等

次により監査を実施する。なお、監査対象機関ごとの実施期日、実施方法等については、監査実施計画で定める。

区分	班編制	実施期間	実施方法
監査委員監査	原則として、2班編制（1班2名）	令和6（2024）年6月から 令和7（2025）年2月まで	実地監査又は書面監査
事務局監査	監査対象機関の規模等により編成	令和6（2024）年4月から 令和7（2025）年2月まで	実地監査

### (2) 行政監査（法第199条第2項）

監査は、事務事業全般について、定期監査に併せて行うほか、必要がある場合は、特定の事務や事業の執行等について随時に実施するものとする。

### (3) 財政的援助団体等監査（法第199条第7項）

#### ア 監査対象期間

原則として令和5年度執行分とし、必要に応じ、他年度執行分も対象とする。

#### イ 実施体制等

次により監査を実施する。なお、監査対象団体ごとの実施期日、実施方法等については、監査実施計画で定め、監査実施団体は、対象団体の決算状況を踏まえ別途決定する。

区分	班編制	実施期間	実施方法
監査委員監査	原則として、2班編制（1班2名）	令和6（2024）年11月から 令和7（2025）年2月まで	実地監査又は書面監査
事務局監査	監査対象団体の規模等により編成	令和6（2024）年9月から 令和7（2025）年2月まで	実地監査

#### (4) その他の監査

重大事案が発生した場合や住民等から請求があった場合等については、必要に応じて随時実施する。

### 3 検査

#### (1) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

##### ア 検査対象

検査対象は、次のとおりとする。

- ・ 一般会計、特別会計
- ・ 流域下水道事業会計
- ・ 電気事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、用地造成事業会計、施設管理事業会計

##### イ 検査体制等

監査委員検査は、各会計について、年1回、定期監査に併せ実地検査により、それ以外の検査は書面検査により実施、事務局検査は、毎月実地検査により実施することとし、検査対象機関ごとの実施期日、実施方法等については、監査実施計画で定める。

### 4 審査

#### (1) 決算審査（法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

定期監査、例月現金出納検査及びその他の監査等を踏まえ、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算審査を実施する。

##### ア 一般会計及び特別会計

###### (ア) 審査対象

令和5(2023)年度一般会計及び特別会計

###### (イ) 実施体制等

本庁の定期監査と併せ実施することとし、審査対象機関ごとの実施期日、実施方法等については、監査実施計画で定める。

##### イ 公営企業会計

(ア) 審査対象

令和5(2023)年度公営企業会計

(イ) 実施体制等

公営企業会計の定期監査と併せ実施することとし、審査対象機関ごとの実施期日、実施方法等については、監査実施計画で定める。

**(2) 基金運用状況審査** (法第241条第5項)

定期監査、例月現金出納検査及びその他の監査等を踏まえ、基金の運用状況を審査する。

ア 審査対象

審査対象は、次のとおりとする。

令和5(2023)年度栃木県市町村振興資金貸付基金

〃 栃木県土地開発基金

〃 栃木県美術作品等取得基金

〃 栃木県自然景観保全基金

イ 審査体制等

本庁の定期監査と併せ実施することとし、審査対象機関ごとの実施期日、実施方法等については、監査実施計画で定める。

**(3) 健全化判断比率等審査** (地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項)

定期監査、例月現金出納検査及びその他の監査等を踏まえ、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を実施する。

ア 審査対象

審査対象は、次のとおりとする。

(第3条関係)

令和5(2023)年度決算に基づく健全化判断比率及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

(第22条関係)

令和5(2023)年度決算に基づく資金不足比率及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

イ 審査体制等

本庁の定期監査の後に、実地審査により実施することとし、審査対象機関の実施期日、実施方法等については、監査実施計画で定める。

**(4) 内部統制評価報告書審査**（法第150条第5項）

内部統制評価報告書について、評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査する。

**ア 審査対象**

審査対象は、次のとおりとする。

令和5(2023)年度栃木県内部統制評価報告書

**イ 実施体制等**

実地審査により実施することとし、実施期日、実施方法等については、監査実施計画で定める。